

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道余市郡仁木町

2 構造改革特別区域の名称

児童福祉施設調理特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道余市郡仁木町の区域の一部（銀山地区）

4 構造改革特別区域の特性

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、北は鮎北限の里の余市町に隣接し、東は南走する頂白山々系をもって赤井川村と、また西南は山嶺を隔てて古平町、共和町及び倶知安町と境を画し、小樽市までは2.4km、北海道最大の都市である札幌市までは約5.8kmと道央圏に近接している。

気候は、対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖多湿、そのうえ東西の山々が自然の暴風壁となり強風も少なく、特別豪雪地帯に指定はされているが、根雪期間は短く霜も少ないため、南国産類を除く果樹の栽培に適しており、「果実とやすらぎの里」をキャッチフレーズに、果樹園芸を主とする仁木地区、水稻・蔬菜栽培を中心とする大江地区、銀山地区の3地区により形成されている。

町の地勢は、総面積167.93k㎡であり、その約75%（125.7k㎡）が自然暴風壁の山林で占められており、基幹産業の基盤である畑や水田は約12.6%（21.21k㎡）、宅地については0.8%（1.33k㎡）、その他11.6%（19.69k㎡）となっている。

人口の動向は、昭和35年の8,365人をピークに徐々に減少し、昭和50年には5,467人、平成2年には4,595人、平成7年にはピーク時の約半分の4,293人となり、現在は、人口4,115人（平成15年11月末現在）となっている。

また、本町の特徴として、福祉施設がそれぞれの地区にあり、仁木地区には、特別養護老人ホーム仁木長寿園（定員50名）及び知的障害者地域生活支援事業所のグループホーム1棟が、大江地区には知的障害者更生施設大江学園（定員50名）が、ま

た、銀山地区には、本町唯一のデイサービスセンターを併設する知的障害者更生施設銀山学園（定員140名）知的障害者地域生活支援事業所のグループホーム2棟及び知的障害者通所授産施設1棟並びに北後志管内唯一の児童養護施設櫻ヶ丘学園がある。

この、児童養護施設櫻ヶ丘学園については、今日の児童を取巻く虐待、放任等の環境を考えるに当たって、必要かつ、より充実した施設運営が望まれるところである。

特別区域内における本計画に係る児童福祉施設等の設置及び入所児童等の状況は、下表のとおりとなっている。（平成15年12月1日現在）

施設種別	施設名	設置者	運営者	定員	平成15年度	入所
					暫定定員	者数
児童養護施設	櫻ヶ丘学園	社会福祉法人	社会福祉法人	108	81	68

入所者内訳

幼児 (1歳～)	小学生 (6歳～)	中学生 (12歳～)	高校生等 (15歳～18歳)	合計
8名	34名	19名	7名	68名

特別区域内小中学校在籍状況

学校名	在籍人数	櫻ヶ丘学園入所児童数割合
仁木町立銀山小学校	63名	54.0% (34名)
仁木町立銀山中学校	31名	61.3% (19名)

以上のように、町内小・中学校での櫻ヶ丘学園児童が占める割合は半数を超えており、特別区域内における児童の健全育成の充実を考えるにあたり、当該施設のさらなる充実した施設運営が必要である。

給食は、児童福祉施設最低基準に規定されているとおり、運営者が雇用する調理員が施設内に設けられた調理室において調理を行っており、それぞれの年代に応じた児童の嗜好を考慮しながら児童の心身の健全な発育に資するよう給食業務に取り組んでいるところである。

5 構造改革特別区域の意義

入所・利用している児童にとって、給食は「味わう」という営みを通じ、栄養摂取並びに豊かな人間性を育むための重要なものであると同時に、社会の一員としての生活を豊かにする食糧の生産や消費、食材に関する知識を習得しうる大切な時間であ

る。

本特区の設定により規制の特例措置の適用を受けることとなる施設（以下「実施施設」という。）において雇用されている栄養士が献立を作成し、児童の栄養管理を行うとともに、民間調理専門業者の食欲をそそるための豊富な知識や優れた調理技術、加工技術、盛り付け技術等を活用することにより、給食サービスの質の一層の向上が図られると同時に、入所・利用児童に対してより豊かな食生活の増進が図られる。

予定される民間調理専門業者に関しては、かねてから情報収集を行い、それぞれ、本町や近隣自治体において給食業務を受注しているとともに、年齢、発育状態に応じた食事を必要とする保育所・学校及び入院患者に対する個別対応が必要な病院施設等で給食の調理を実施している実績を確認しており、より質の高い給食サービスの提供が見込まれるところである。

6 構造改革特別区域計画の目標

上記5のとおり、調理業務を第三者に委託化することにより、提供される給食に関する質の一層の向上が期待できると同時に、実施施設においては、効率的な運営により経費の削減が図られる。この場合、仁木町は、その削減された経費をもって実施施設における児童の処遇に係る取り組みを充実できるよう、北海道が行う運営指導に立会う等により、実施施設におけるさらなる児童福祉の向上を図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会的効果

【実施施設における効果】

民間調理専門業者は、給食提供の実績を重ねながら食欲をそそるための豊富な知識やおいしく食べてもらえるような調理技術、加工技術、盛り付け技術等を研鑽している。それらの知識・技術を活用することにより給食の質がより向上する。

同時にそれらの豊富な知識・優れた技術を児童に教授することにより、自立支援の一環として児童に対し、味付けやメニューなど多種多様化する食のニーズに関する知識の一層の習得が図られる。

実施施設においては、人件費及び食材費を合わせて年間360万円程の経費縮減が見込まれており、縮減された経費によって、非常勤職員等の採用による雇用の促進につながるるとともに、さらなる児童の処遇向上が図られる。

8 特定事業の名称

908(912)

児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

児童福祉施設は、入所・利用している児童にとって生活の場であり、児童の身体的・精神的発達に極めて重要な役割を果たすこととなるため、個々の児童が健全な発育をとげ自立できるよう、より質の高いサービスを提供していくことが求められている。

本特定事業の実施はその一環として一定の効果を期待できるものであるが、併せて次の施策を行うことにより、一層のサービスの質の向上を図り、児童福祉向上を目指すものである。

構造改革特別区域実施に係る助言指導等(工程表「関連事業」)

実施施設において、本特定事業の実施が児童の福祉向上に最大の効果を生み出すことができるよう、次のとおり助言指導等を行う。

ア 実施施設においては、家庭的な雰囲気での食事の供給が行われるよう配慮が必要であるが、仁木町において、随時、実施施設における給食の状況確認を行う等、助言指導する。

イ 実施施設において、運営の効率化が図られ経費が削減されることとなる場合、その削減された経費をもって入所児童の処遇に係る取組みを充実させるよう、仁木町が促す役割を担う。

ウ 以上の項目の実施については、実施要項を策定し、それに基づき実施する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

908(912)

児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の児童福祉施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

児童養護施設櫻ヶ丘学園が、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう下記5に掲げるきめ細やかな配慮を行いながら、外部から調理業務を担当する者の派遣を受け入れる。(H16年4月1日予定)

5 当該規制の特例措置の内容

実施にあたっては、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう、少なくとも次ぎに掲げる事項を遵守するとともに、実施施設の実態に応じた適切な契約を受託業者との間で取り交わすものとする。

また、仁木町は、年1回以上実施状況を实地にて把握するとともに、必要に応じて随時、助言指導する。

(1) 受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと。

受託業者に対し、施設における調理業務の重要性を認識させること。

単に食事を調理するのみでなく、食材を児童に説明したり、調理実習を実施したり、児童とともに食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと。

(2)(1)の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること。

- (3) その他、「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣の容認について」(平成15年8月28日付け、雇児発第0828004号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める事項を遵守すること。